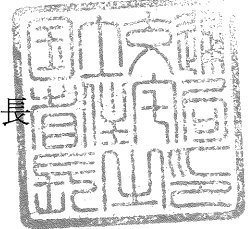


国住指第 3930 号
平成 29 年 2 月 13 日

(一社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省 住宅局長



建築物防災週間（平成 28 年度春季）の実施について

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、平成 28 年度春季における建築物防災週間の実施につきまして、別添のとおり国土交通省及び特定行政庁において実施することといたしましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国住指第 3929 号

平成 29 年 2 月 13 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

(公 印 省 略)

建築物防災週間における防災対策の推進について (平成 28 年度春季)

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成28年度春季における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成 29 年 3 月 1 日 (水) から 3 月 7 日 (火) まで

2. 建築物防災週間での取り組み

(1) 吹付けアスベストの飛散防止対策に関する調査及び是正指導の徹底

吹付けアスベストの飛散防止対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合の是正指導をお願いしてきたところですが、報告がなされていない建築物や、対策が講じられていない建築物が一定数残っています。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して必ず電話連絡、アンケートや文書の発出、防災査察等の機会を捉えて報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第9条及び第10条の勧告、命令等による厳格な是正指導を徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてくださ

い。特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第18条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

また、総務省行政評価局による「アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として—結果に基づく勧告(平成28年5月13日)」において、いくつもの地方公共団体では、建築物防災週間で実施している本調査の実施に当たり、調査対象を制限するなど、調査が適切に行われていない実態が明らかになったところです。つきましては、平成28年5月17日付け国住指第4275号において通知したとおり、実態把握調査の適正化を図ってください。

なお、平成30年1月を目途に、総務省による勧告に対する改善措置状況のフォローアップが予定されておりますので、勧告において指摘のあった県市を含め、調査対象が適切でなかった地方公共団体においては、今回の調査を契機に、適正化の取組を進めてください。

(2) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、上記(1)の調査において未報告、未対応の建築物や、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

(3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、建築物防災週間の広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

(4) その他関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

3. 最近の防災・安全確保に関する取り組み

(1) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

耐震改修促進法に基づき耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物の耐震診断結果の公表にあたっては、地域における建築物の個別の状況や営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うとともに、耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いとされた建築物の所有者等に対しては、耐震改修の実施に向

けたきめ細かな対応や必要な指導・指示を行うよう努めてください。

熊本地震や鳥取県中部地震などの状況を見ても、大規模地震発生時における人的・経済的被害の軽減を図るためには、住宅・建築物の耐震化を一層促進することが大変重要です。このため、平成28年度第2次補正予算では、地方公共団体が戸別訪問を行い積極的な普及啓発を行う場合、住宅の耐震改修費補助を加算することができる制度拡充を行いました。また、平成29年度予算案には、地震発生後も機能継続が求められる防災拠点について、耐震改修等に係る補助対象限度額を拡充するなど、地震対策に対する支援強化を盛り込んでいますので、予算の成立に応じてこれらの制度を積極的に活用し、住宅・建築物の耐震化及び災害時の利用者の安全確保に努めて下さい。

(2) 既存建築物等に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

平成28年6月1日より施行された新たな定期報告制度においては、

- ① 安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物等については国が定期報告の対象に指定すること
- ② 随時閉鎖式の防火設備については、新たに創設する防火設備検査員が検査を行うこと

など、制度が見直されたところですので、建築物等の適正な維持保全及び定期報告制度の重要性について建築物等の所有者等に対し、広く周知するとともに、同制度の適正な運用に努めてください。

また、定期報告の対象となっている建築物等のうち、報告がなされていないものの所有者等に対しては、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面により実施するなどにより報告の督促、指導等に努めてください。特に不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等を実施してください。

また、昇降機については、平成28年2月に所有者・管理者が昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項等を取りまとめ「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について（平成28年2月19日付け国住指第3984号）において通知しておりますので、積極的な活用を働きかけください。

(3) 火災事案を踏まえた建築物に対する立入検査体制の強化

神奈川県川崎市における簡易宿所の火災（平成27年5月17日）、広島県広島市における飲食店の火災（平成27年10月8日）など、近年重大な人的被害を発生させた火災事案を踏まえ、消防部局、建築部局及び施設の営業等の許認可等を行う部局（警察部局、衛生主管部局、介護保険部局）相互間の情報共有や連携を図るための体制を強化することが求められてきています。「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」（平成27年12月24日付け国住指第3541号）は、建築物における火災対策の充実を図るため、関係部局による建築物への立入検査等に係る情報共有・連携体制の構築の進め方について、総務省消防庁及び国土交通省において協議の上、策定したものです。本ガイドラインを踏まえ、関係行政機関と相互に協力して、合同での立入検査の実施や、定期的な連絡会議の開催等、情報共有・連携体制の構築に努められますようお願いいたします。

(4) 事故を未然に防ぐための適切な設計に関する周知について

事故を未然に防ぐためには、建築物の個別の状況や実際の利用環境等を考慮した適切な設計が必要です。昨今、東京都足立区内の共同住宅において子どもがガラス窓に衝突し、破損したガラス片で負傷する事故等や、神奈川県横須賀市や北海道室蘭市の立体駐車場において車両がフェンスを破って落下する事故等が発生したところですが、こうした事故を未然に防ぐため、日本建築防災協会発行の「ガラスを用いた開口部の安全設計指針」や「立体駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針」等により適切な配慮がなされるよう、建築物等の所有者等に対し、広く周知をお願い致します。

(5) 既設エレベーターの安全対策の促進について

平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置等の安全対策が義務付けられていますが、既設エレベーターについても安全確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要があります。「エレベーターの安全確保の徹底について（平成28年9月1日付け国住指第1934号）」では、戸開走行保護装置の設置促進を行うよう、所有者等への意識啓発、戸開走行保護装置のマーク表示制度の活用、補助制度の活用等積極的な取り組みを行うよう改めて通知しました。

特に、戸開走行保護装置等の設置促進には、地方公共団体における補助制度の整備・充実が不可欠ですので、未だ整備していない都道府県又は市区町村においては、速やかに制度の整備を進めてください。また、建築基準法第12条第3項に基づく定期検査・報告制度によって、戸開走行保護装置等の設置状況を

把握、分析する等、設置促進の必要性を認識した上で、地域に応じた促進策を講じてください。

(6) 遊戯施設の適正な運行管理の徹底

遊戯施設については、昨年度の埼玉県所沢市及び愛知県名古屋市内の観覧車において客席部分の扉を施錠しないまま運行した事例等、これまでも運行マニュアルどおりの手順を怠ったことによる事故等が発生していることから、各施設の所有者等に対し、「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き（平成12年12月26日付け建設省住指発第932号）」に基づく運行管理規定の遵守等による安全な運行を徹底する旨の指導を行うなど、今後の事故の再発防止に取り組んでください。

(7) 工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成22年10月20日付け国住指第2669号）」により、解体工事における安全確保及び危害防止について周知徹底を図っているところですが、昨年、東京都港区の足場の解体中に足場部材が落下し、通行中の方が亡くなる事故が発生したことや、それ以外にも解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えかねない事故が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ、同法第90条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成15年7月3日付け国総建第103号、国住防第3号）」等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、別添1のこれまでに周知した「建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進について（平成23年8月24日付け国住防第4号）」等における危害防止策等の例について工事の施工者等に広く周知する等、必要な対策を講じてください。

(8) 民間建築物における吹付けアスベストの調査、除去等の推進について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等の対策を推進するため、民間建築物所有者に対する補助や融資等による支援に積極的に取り組むようお願いいたします。特に国の社会資本整備総合交付金による住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）の活用に向けて、引き続き、以下の項目に取り組んでください。

- ① 小規模建築物を含む民間建築物を対象とした補助事業として、アスベスト改修事業を整備すること。
- ② 民間建築物所有者にアスベスト改修事業を周知すること。その際、アスベスト含有調査については平成29年度末、除去等については平成32年度末までに着手したものを対象としていることを踏まえて、早期の対応を促すこと。
- ③ アスベスト台帳の整備を進めること。なお、アスベスト改修事業による台帳整備に関する経費に対する補助は、平成29年度末までに着手したものを対象としていることを踏まえて、早期に整備を行うこと。
- ④ 台帳の整備に当たっては、延べ面積が1,000㎡以下の小規模民間建築物についても、積極的に把握すること。例えば、早期の対応を進める方法として、建築物の定期調査の項目として、吹付けアスベスト等の使用状況に関する内容が含まれていることから、定期報告を受けている建築物を優先的に台帳に位置づける方法等が想定される。

4. 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1-1、1-2、2を平成29年5月19日（金）までに提出頂きますようお願いいたします。

別紙1-1については、貴管下の特定行政庁ごとに作成し、ご提出くださいますようお願いいたします。別紙1-2、2については、貴管下の特定行政庁分を集計のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、2.(1)で実施していただく調査につきまして、未報告の建築物に対しては必ず電話連絡、文書による督促及び現地立入調査等を実施していただき、未是正の建築物に対しては、前回調査時以降、特段の指導等を実施していないものについては、必ず何らかの取り組みを行い、これらの取り組み内容等を別紙1-1に記載して報告いただきますよう併せてお願いいたします。

提出していただいた実施結果は、取りまとめ次第公表する予定です。

5. 担当

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 松原
電話 03-5253-8111 (内線39569)

工事現場における事故を踏まえた危害防止策の例

- 除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、
 - ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
 - ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
 - ・残っている壁は大割とせず、小割にて破砕すること。
- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするため、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法を選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずるとともに、防護ネット内にて荷下ろしができる計画を優先する等の措置を講ずること。
- アース・オーガー等の基礎工事事用機械の転倒を防止するため、直近の天候も考慮して地盤の状況及び安全性の確認を徹底するとともに、適切な敷板、敷角等の敷設や地盤改良等の措置を講ずること。
- 解体工事において敷地外への外壁等の倒壊を防止するため、解体工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法を選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 落下物に対する防護ネットの固定具が落下又は飛散しないよう適切に設置すること。
- 除却工事におけるパラペット等の倒壊を防止するため、あらかじめパラペット等の固定に適した複数の重機で押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずること。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。